

詳 解 新しい信託業法

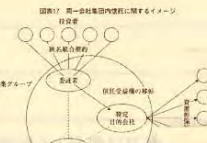
高橋康文 著

A5判・315頁
定価3,990円(本体3,800円)

- 本書は、平成16年臨時国会で成立した新しい信託業法の逐条解説書です。立法担当者による最もスピーディかつ信頼できる実務解説書です。実務家にとって必読の一冊です。
- 多くの図表とともに条文を参照しながら解説を読むことができる、理解しやすい形式としました。



内容見本



が算入される(1.2条2号、3号)。特定目的信託サービスを通じて信託の利益を企業グループ全体の利益算入で認められる(1.9号)。

企業グループは信託業、信託業務を提供する主体は、信託業でなくともその機能を内閣府認定主体である(4.4条)が、この場合に、信託業の地位を享受する特別行為に制限の定めがある場合は、信託業がなければ信託業務提供することができない(信託業法5.1条1号)。1号1号の要件のいずれかを満たした信託業務提供者が信託業務の提供を行うことが認められる(信託業法5.1条)とされる。

2 届出

企業グループの届出の行われることとする(信託業法5.1条)

とするとその旨が明らかでないことが認められる(信託業法5.1条)。

届出は信託業務の提供に必要である(2.1条)。この届出は信託業務の提供に必要である(2.1条)。

信託業務の提供に必要である(2.1条)。

信託業務の提供に必要である(2.1条)。

信託業務の提供に必要である(2.1条)。

信託業務の提供に必要である(2.1条)。

も、信託業務の提供に必要である(2.1条)。

信託業務の提供に必要である(2.1条)。

信託業務の提供に必要である(2.1条)。

信託業務の提供に必要である(2.1条)。

信託業務の提供に必要である(2.1条)。

信託業務の提供に必要である(2.1条)。

信託業務の提供に必要である(2.1条)。

信託業務の提供に必要である(2.1条)。

第一法規

〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17
TEL (03) 3404-2251(大代表) / FAX (03) 3404-2269
<http://www.daiichihoki.co.jp>

第1編 信託業法の改正

- 第1章 信託
- 第2章 信託業法の改正の背景
- 第3章 信託業法の概要

第2編 信託業法

- 第1章 総則
- 第2章 信託会社
 - 第1節 総則
 - 第2節 主要株主
 - 第3節 業務
 - 第4節 経理
 - 第5節 監督
 - 第6節 特定の信託についての特例
- 第3章 外国信託業者

第4章 指図権者**第5章 信託契約代理店**

- 第1節 総則
- 第2節 業務
- 第3節 経理
- 第4節 監督
- 第5節 雑則

第6章 信託受益権販売業者

- 第1節 総則
- 第2節 業務
- 第3節 経理
- 第4節 監督
- 第5節 雑則

第7章 雑則**第8章 罰則****第3編 信託業法に関連する法律との関係**

- 第1章 信託法との関係
- 第2章 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律との関係
- 第3章 担保附社債信託法との関係
- 第4章 投資信託法等との関係
- 第5章 その他の信託業について特別の規定がある法律との関係
- 第6章 金融商品販売法等との関係
- 第7章 他法令における信託会社の取扱い